

松江地方裁判所委員会（第13回）議事概要

第1 開催日時

平成20年7月11日（金）午後1時30分～午後4時00分

第2 開催場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 石原さとみ，岩田好二，岡村英昭，岸田和俊，永瀬裕，花田英治，前田幸二，三島敏功，山田英夫，吉井隆平，渡部浪子（敬称略，五十音順）

（事務担当者） 小泉地裁事務局長，浅野民事首席書記官，竹下刑事首席書記官，山本総務課長，細木総務課庶務係長

第4 議事

1 開会あいさつ

2 新任委員（吉井委員）自己紹介

3 松江地裁における市民が抱える裁判員裁判の参加に関する不安要素について 竹下刑事首席書記官及び山本総務課長から報告

4 上記3に対する意見交換

別紙1のとおり

5 裁判員制度に関する情報提供

山本総務課長から報告

6 上記5に対する意見交換

別紙2のとおり

7 次回の意見交換のテーマ

「消費者関係トラブルの解決手続について」

8 次回開催日時

平成21年1月23日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

9 閉会あいさつ

(別紙1)

- A 裁判所から、市民が抱える裁判員参加に関する不安要素ということで説明させていただきましたが、意見交換ということで、何でも結構ですので、御意見をいただければと思います。
- B 裁判員になるということは人を裁くということになるので、ある程度、裁判のルールを知った上でないとできないのではないのでしょうか。今日の新聞を見ても、裁判関係の記事で、専門用語や特殊な法律用語が並んでおり、理解しにくいと感じました。普通の人を読む新聞ですらそういう感じなので、一般の人が、法律を駆使して人を裁くことが本当にできるのだろうかということを感じました。
- C 6月に松江地裁で行われた模擬裁判に、私の知っている方が参加されたので感想を聞いてみたところ、判決を出すというのは精神的に疲れるとおっしゃっていました。また、専門用語については、かみ砕いて説明してもらえたが、理解するまでに時間がかかったともおっしゃっていました。
- A 専門用語は、説明を受けて、一応は理解していただけただけということでしょうか。
- C 最終的には理解できたので、模擬裁判に参加できたことは良い勉強になったとおっしゃっていましたが、普通の人で、そこまで理解するのは、大変なのではないかともおっしゃっていました。
- また、模擬裁判では、検察官や弁護士の方がしゃべられる早さが少し早かったように思うという感想もおっしゃっていました。
- D 6月の模擬裁判で検察官が早口だったという話は聞いております。この点については、反省すべき点だと思っています。これは、今まで職業裁判官が相手であり、また、今回の審理の時間的な制約のこともあったためです。しかし、現在、検察庁としては、いかに分かりやすく理解してもらえるよう説明するかということに気を使っており、用語にしても、なるべく一般用語にして述べたり、分かりにくい専門用語が問題になるときは、そこをかみ砕いて説明するようにしています。この点に関しては、裁判官が評議の場でも、かみ砕いて説明していただけ

こともあり、今回の模擬裁判では、最終的に裁判員の方に理解してもらえたので、今後の裁判員裁判でも最終的には決められた審理期間でご理解いただけるのではないかと考えています。

E 今回の模擬裁判は、私自身、一部しか見ることができなかったので、弁護人が早口だったかどうかということにはわかりませんが、裁判員の方に耳で聞いて理解してもらうためには、言葉を容易にして、ゆっくりと話をすることが重要であるということには認識しています。これまでの裁判は、口でも言っていました、同時に書面を出していたので、裁判官には書面を読んでもらえばいいという感覚は少なからずあったと思います。しかし、今後は、一般の市民から選ばれた裁判員の方に参加していただくことになるので、分かりやすい言葉で、裁判員の方にメモをとっていただきやすい早さを意識しながら、丁寧にゆっくり説明していくことが重要ではないかと感じています。また、用語が難解であると言われることについては重々承知していますが、新聞記事に載っているものよりは、平易な言葉で説明をしていくのではないかと考えています。

A 用語も含めて法律的な前提事実はきちんと説明しなければならないという点があるかと思いますが、早いうちに必要なことを理解してもらう必要性について、F委員は何か御意見をお持ちでしょうか。

F 法廷では、目で見て、耳で聞いて分かる審理を目指しており、現在はその過程にあります。法律上の知識を理解しておくことについては、審理を経ていく中で、最終的に理解してもらえるようになればいいのではないかと考えています。

また、法律上の知識には色々な知識があると思いますが、すべてが全部の事件に必要な知識ではなくて、その事件に必要な事柄については、どんどん質問してもらい、説明していく中で理解していただければいいのではないかと考えています。

A 法律用語や、裁判上のルールについては、法律家としては分かっているという思いこみがあるかもしれませんが、それは避けなければならないと思います。

特殊な言葉は一般の方にとって特殊だという貴重なご意見をいただきました。

そのほかに御意見はございませんか。

G 裁判に参加する不安としては、みなさんがおっしゃったことのほか、守秘義務のことがあると思います。これは裁判が終わってからも一生つきまとう問題だと思うのですが、実際に裁判に参加する一般の方が、どの程度ならしゃべってもいいのかということに迷うこともあるのではないかと思います。

また、感想は良いけど評議の中身はだめといわれても、感想を述べる場合、評議のプロセスをある程度説明しないと感想の意味がないのではないのでしょうか。そのあたりが、一般の方にはわかりにくいのではないかと思います。

裁判員とメディアとの接触の問題についてですが、守秘義務は裁判の安全上必要だと思います。しかし、一方で裁判員制度は、一般の国民が裁判に参加することの意義や経験を広く国民が共有するというのも目的としているところだと思います。そうすると多くの人に語ってもらって、それを共有してもらう必要性があるのではないのでしょうか。そうすると守秘義務は必要であるものの、裁判員になった人に裁判に参加した経験を話してもらうことも必要だということになるとと思いますが、そのあたりの理解が進んでいないのではないかと思います。メディアとしてもどの程度聞いて良いのかわからないような状態です。そのあたりは、やりながら考えればいいことかもしれませんが、これは刑罰もからむことですので、真剣に考えていく必要があると思います。

A 今のご意見は重大なことだと思います。メディアの方々は裁判が終わった段階で記者会見で裁判員に述べて欲しいという要望は多いのでしょうか。そのあたりは、おそらく最高裁のほうで、マスメディアの方々の意見を聴きつつ、基本的な線を固めていくことになると思います。

守秘義務の問題は大きな問題点であると思いますが、仕事上、守秘義務を負っておられるH委員は何か御意見はございますか。

H 守秘義務にかかることをネットで流されてしまうと、コントロールできないの

ではないかと思っています。特に、ネット上で裁判員の経験者が集まって話し出したら収集がつかないことになるのではないかという怖さがあります。また、守秘義務を守る期間について、期限を切られるとある程度我慢できると思いますが、永久に守れと言われるとつらいところがあります。

A ネットに関してのことは重要なことだと思います。守秘義務に関しては、すぐに結論らしいことは出ないのではないかとはいいますが、この点について、又はほかの点についてでも結構ですが何か御意見はありますか。

I 裁判の用語として控訴や上告という言葉は、本当は中学校くらいで教えています。しかし、高校で教えると忘れてるのがほとんどです。これは自分のこととして感じられれば覚えているものの、そうではない場合には忘れてしまうからだと思います。ですから、実際の裁判員裁判の際には全く法律用語を知らない方が参加されるという前提で進めていただく必要があると思います。次に守秘義務のことですが、我々教師の世界にも守秘義務はありますが、後輩を育てるには、ある程度事例を話すことが必要な場面も出てきます。そういった経緯からも、守秘義務について、その加減は難しいと感じています。

また、最近、教育の現場では、特別支援教育のことを言われてきているのですが、どこまでが病的なもので、どこまでが病的なものではないのかというところの理解は非常に難しいのではないかと思います。もし犯罪がおこったときに、犯罪を犯した人が、そのような問題を抱えている場合、裁判官に説明してもらえらるとして、3日間でそのあたりのことを、一般の人がきちんと理解して審理できるのだろうかという不安があります。

A おっしゃったことは非常に重要なことだと思います。裁判では、そのあたりをきちんと理解していただいて判断していただくことになると思いますが、一般的なことを申し上げると、専門的知識がないと理解できないのであれば専門家に助力をしていただくということが制度としてあります。ですから、それをどう的確に一般の方に理解できるようにしてもらおうようにすることが重要だと思います。

いますが、F委員はいかがですか。

F 委員長が言われたように、鑑定において理解していただくことになると考えます。裁判員裁判では、実際の審理の前に公判前整理手続という手続を実施し、その中で証拠についてはどれを調べるとか、鑑定をするということを決め、その結果を裁判員の方に見ていただくということになるという流れになると思います。一般的に医者が書いた鑑定書は難しいという印象があると思いますが、かみ砕いた内容としてもらったり、平たい言葉に直してもらうなどして分かりやすい鑑定書としてもらうとともに、核となる事柄に限って記載してもらい、本質と関係ないところは落としてもらうというようなことを考えています。そうでないと裁判官も理解できないということになりかねないので、そういう作業をした上で審理に臨ませてもらうことになると思います。

A 検察庁も独自の努力をしておられるのではないのでしょうか。

D 医学用語などは我々も理解できにくいことがあります。今までの専門的な鑑定書という分厚いものが出てくるのを、なるべく簡単なわかりやすいものとして作成してもらうような取り組みを進めているところです。

J 私は、判断に自信がないという不安と、長い時間拘束されるのではないかとという不安は表裏のことではないかと思っています。裁判員裁判において、公判前整理手続で争点を整理して進めていくといっても、3日間の中で判断ができるのかどうかという不安があります。ですから、長い期間拘束される不安よりも、短くやることの不安が強いという思いがあります。

K 法律的な知識がない者にとって、わかりやすい裁判をしてもらうということは大事なことだと思います。また、裁判員裁判が始まると裁判官や検察官、弁護人の方の負担が相当増えるのではないかと思います。そういう意味で制度的に耐えられるのだろうかという感じはしています。

E 審理期間が短くなって、良い裁判ができるのかという不安は弁護士としても持っています。今まで否認事件だと1年かかったり、長いと何年もかかっていた裁

判を短期間でやっつけてしまおうというものなので、被告人に不利益になるのではないかということを弁護士会としても懸念しているところです。弁護士会としての準備態勢ですが、島根県の裁判員裁判は松江の裁判所でしか実施されませんので、松江と出雲の弁護士は、積極的に対応していこうという方向です。しかし、3日間の間に裁判途中でも準備して、最終的には弁護人の意見として弁論を述べることになるので、そういう準備をしていくことができるのかという不安はあります。また、分かりやすい裁判のため、今後、どういう風にやっていくのかということを検討していかなければなりません。現在のところ、具体的には、考えられていない状態です。

B 先ほど私が申し上げたのは、単なる法律用語のこのみならず、裁判や訴訟の仕組みのこともよくわからないという趣旨ですが、一般の人に向けて書いた新聞記事なのに、多くの人が理解できないということをはらみながらスタートするのはとても不安なことではないかと思っています。

A その点は非常に重要なことですが、きちんと裁判所側が説明すれば、御理解いただけるものと考えております。

また、審理期間を短くして大丈夫なのかというご意見についても、非常に重大な問題と考えていますが、F委員いかがでしょうか。

F 今までの裁判と比較して、これまでなかった公判前整理手続により証拠を厳選して審理をするというのが、大きな違いだと思います。争点を整理しないまま、何となく証拠調べをしてしまうと審理期間が長くなってしまいましたが、迷走状態で審理することがないように、何が本当の争点なのかということを経験所、検察官、弁護人が確認し、その点に絞って証拠調べをすれば、審理期間は今までよりも短くなるのではないかと考えます。また、何が何でも3日間に押さえ込もうとしているわけではありません。整理しても、いろいろ調べないといけない事件については、4日になるのか5日になるのか、何日になるかわかりませんが、そういうことはありうることだと思います。そうなった場合、市民の方にはそれだけ

負担を掛けることになるとと思いますが，本当にそういうことをしなければ真相が解明できないのであれば，そういう形でやることについて理解を得ていかなければならないと考えています。

- A 島根県は，年齢構成についていうと，高齢者が多く，また，仕事の面でも第一次産業従事者が多い県です。そうすると相対的に裁判に参加しにくい方が多い県ということになりますが，参加が困難な方が多くても，裁判所としては，努力していかなければならないと考えています。この点に関して，御意見はございますか。
- B 高齢者の方に参加してもらうのは良いことだと思います。しかし，高齢者ともなると認知症の方が多い年代だと思うのですが，それでも本人がやりたいというときに，家族は認知症だからやめさせてくれということ是可以ののでしょうか。
- F 個人的な情報としていただくということはあると思います。どういう方法で情報をいただくかということについてですが，まず，順を追って説明しますと，最初に質問票というものを書いていただきますが，その中に今おっしゃった事情が出てくると，それをもとに判断させていただくということになると思います。また，裁判員候補者の方と当日お話をさせて頂く中で，お話をさせていただいた状況により判断させていただくこととなります。
- B 認知症の本人が調査票などを書いて，参加に支障がないということであれば，認知症の方でも裁判員になる可能性はあるということですか。
- F わからなければ，そうなる可能性はあると思います。
- C 裁判所からの報告にもありましたが，育児をしている方にも参加してもらうのは良いことだと思います。ただ，育児をしている方が裁判に参加しにくい状況であり，それを解消するために保育所と連携をとると説明されていましたが，裁判所内部に保育施設を設けるというということではなく，どこかの保育所と連携をとるといったことなのではないでしょうか。

(事務担当者)

企業であれば、企業内部に保育施設を設けていらっしゃるところもあるかと思いますが、裁判員候補者として選ばれた方の中に、どれだけ保育に関わっていらっしゃる方があるのかというと、確率としては多くないのではないかと考えております。そうすると裁判所内部で保育施設を設けることは難しい状況であります。そこで内部が難しいということならば、現在の一時保育サービスを利用していただくことで、育児に関する不安を解消していただければと考えております。この一時保育に関し、裁判所が2か所の保育所を訪問して聴き取ったところによりますと、通常であれば、受入れは可能であるという回答をもらっております。そうしますと外部という形にはなりますが、保育サービスは受けてもらえるのではないかと感じています。

A 裁判所としてはそういう方向で努力をしているということになります。そのほか、御意見はございますか。

I 裁判員として選ばれて拘束されるのは、審理期間が3日になるとは限らないということでしたが、それは始まってみなければわからないということでしょうか。

F その点に関しましては、公判前整理手続という公判の準備段階で、何日間で行うということも含めて決定することになっており、そういう前提で候補者の方を呼び出すことになっております。

I そうすると審理期間の長さによっては、仕事の都合で参加することが難しいというようなことはあるのですか。

F 審理期間が長くなれば長くなるほど差し支えのある方が多くなるということはあると思われまます。なお、審理期間が長くなったときには、連続で行うのか、また週に何度開廷するのかというように、こういった形で予定すれば多くの方に参加いただけるのかということについて現在検討中です。

A 仕事の関係での差し支えがあるということについては、皆さん共通だと思えますが、この点、山陰合同銀行さんは裁判員制度のために特別に休暇制度を作られたということですが。

J 当行では、有給休暇ではなく特定休暇という枠組みで休暇制度を創設しました。いわゆる公職休暇という扱いにしております。

A 裁判所としては、紹介していただいたような休暇制度を創設していただくことをお願いしているところです。休暇制度に関して何か意見はございますか。

H 私が見ている企業は、零細、小企業が多く、休みはあってないようなもので、365日、24時間対応という感じで仕事をしておられる方が多いです。そういうところの社長が裁判員に選ばれたとしたら、条件によっては断る必要があると思います。そういう環境からすると、有給休暇や、特別休暇がいただける環境は恵まれているのではないかと思います。

K 私は公務員なので、裁判員制度には積極的に参加することになると思います。なお、先ほどもおっしゃるように中小企業は非常に厳しい状況なので、中小企業にお勤めの方が休暇が取れるのだろうかということは、私も感じています。

A おっしゃるように零細、小企業で働いていらっしゃる方にとって裁判への参加が難しいというのは想像しています。それでも御理解いただき、参加していただきたいというのが裁判所のスタンスですが、国民の方に過度な負担をかけてはいけないということは、はっきりしております。そのためにできるかぎり実情を把握してまいりたいと考えています。過度な負担をかけないためには、質問票にそういう事情を書いてもらい、本当に無理な方には、早期に参加しなくてもいいようにしたいと考えています。

F 最初に何日から何日までの日程で裁判をするというご案内をして、その際に何か支障があるかどうかという質問をさせていただきます。その中で差し支えの事情を出してもらおうと、それを読ませてもらい、大変だという事だと判断すると、最初からお越しいただかなくてもいいというご案内をすることになります。

A 例えば、C委員などは、高齢者の方と接する機会が多いと思いますが、いかがでしょうか。

C 70歳以上の方は自分には関係ないという考えの方が多いいと思います。そうい

う話になると、私としては、断る理由があるだけですよと言っているところですが、そういうことからすると、高齢者の方には、まだ認知されていない部分もあると思います。

A おっしゃるように、高齢者の方の理解が正確ではないという場合もあると思います。この点については、裁判所としても正確に伝えていかなければならないと思っています。

I 委員にお尋ねしたいのですが、生徒さんは裁判員制度についてどういう受け止め方をされているのでしょうか。

I 教員に聞いてみますと、裁判員制度がもうすぐ始まるから裁判員のことを知らないといけないという思いは持っているようです。また、去年地方裁判所委員会でいただいた資料をもとに授業をさせていただいているので、生徒にもそういう知識は入っていったのではないかと思います。

A 島根県は裁判員裁判を実施する裁判所である本庁所在地の松江市が東の端にあり、また、隠岐の島もあり、鉄道も早くないということで、裁判員裁判を実施するうえではあまり良い条件ではないのですが、その中でもできる限りご参加いただきたいと考えているところです。そのあたりについてご意見はございますか。

I 私らが益田を含め全県的な会合を開くときは、開始は、午前9時40分以降です。ですから開始時間を午前10時くらいまで繰り下げてもらおうと、参加できる範囲は広がるのではないかと思います。また、帰りも午後4時ころまでにしないとけないのではないかと思います。鹿足郡などは、午後4時過ぎに終わったとしても、帰るのは午後9時過ぎになってしまいます。そう考えると松江に集まってもらうのはなかなか難しいのではないかと思います。裁判員制度が始まったときには、こういったことも考えないといけないのではないかと思います。

A そのあたりについて模擬裁判での感想はありましたか。

F 6月の模擬裁判では、午前9時から開催させてもらいましたが、選任手続の開始が、もう少し遅くてもいいのではないかという意見もありました。こういった

意見などをもとに、10月の模擬裁判では開始時刻を午前10時くらいとしてはどうかということを検討をしているところです。

A 今日委員の皆様から様々な意見をいただきました。今回のテーマはこれで終わりというわけではなく、これからもいろいろな機会を捉えて継続的に県民の皆様の意見を聴いていかなければならないと考えています。また、委員の皆様にも、いろいろな機会を捉えて意見を伺わせていただきたいと思います。それでは今回のテーマについての意見交換はこの程度にさせていただきたいと思います。

(別紙2)

G 辞退事由の政令について、政令6号は、思想信条の辞退を認めるかどうかということが争点にはなったものの、それはできないということで、それに代わるものとしてできたのだと思うのですが、政令でいう精神上的の重大な不利益という点について、これは個人の思想信条とからみ、宗教的なものや、個々人の信念の問題もあると思いますが、人を裁くことに苦痛を感じるという場合は、この政令に該当するのでしょうか。つまり、本人が主観的に感じる苦痛が精神的な不利益となるのかということですが。

A 個々の的にどうするのかというのは事件ごとの裁判所の判断になると思いますが、一般的な考え方、解釈として説明できることはありますか。

F ご指摘の点は、重要な問題であり、ご指摘の経緯で、そのようになったことはおっしゃるとおりだと思います。その際の議論を振り返ってみますと、何らかの宗教を深く信仰しておられて、その宗教の教義との関係で、人を裁くということが到底許されないということであれば、その方の人格と密接不可分でどうにもできないという状況にあることを、この条文は想定していると思います。

G 本人が人を裁くことを苦痛に感じているという場合に、それは辞退事由として認められるのでしょうか。

F 私が言ったような場合ならば認められると思われませんが、そこに至らない場合であれば、あたらない可能性があるのではないのでしょうか。

G 私が述べた点は、いろいろなアンケートでも、人を裁くことについて多くの方が抱いている不安です。条文上は、精神上的の重大な不利益という表現にならざるを得ないと思いますが、あまり個人の内面に公権力が踏み込むのはどうかという感じがしておりまして、そのあたりは辞退事由を弾力的に判断してもいいのではないかと感じています。

A 貴重なご意見ありがとうございました。

最後になりますが、5月21日という施行日は、裁判員法が国会で成立した日

なのですが、この裁判員法は、ほぼ全会一致で成立したと記憶しています。そこで、国民全体の合意があると受け止めて、裁判所としては、一生懸命やっているという状態です。